

# 福岡県公報

平成31年4月16日  
第4085号

## 目次

### 告示(第328号-第335号)

|                         |            |   |
|-------------------------|------------|---|
| ○ふるさと寄附金収納事務の委託         | (税務課)      | 1 |
| ○指定代理納付者の指定             | (税務課)      | 1 |
| ○指定代理納付者の指定             | (税務課)      | 2 |
| ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課)  | 2 |
| ○土地区画整理組合の定款の変更の認可      | (都市計画課)    | 2 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更  | (会計管理局会計課) | 2 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更  | (会計管理局会計課) | 3 |
| ○自動車税の収納事務の委託           | (税務課)      | 4 |
| <b>公 告</b>              |            |   |
| ○落札者等の公示                | (税務課)      | 4 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出          | (中小企業振興課)  | 5 |
| ○国土調査の成果の認証             | (農山漁村振興課)  | 6 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧          | (都市計画課)    | 6 |
| ○開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 6 |
| ○意見募集の結果の公示             | (県営住宅課)    | 7 |

## 告 示

福岡県告示第328号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 委託する事務  
ふるさと寄附金(コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。)
- 委託の相手方の名称及び所在地
  - 名称  
株式会社エフレジ
  - 所在地  
大阪府大阪市北区大深町4番20号  
グランフロント大阪タワーA
- 委託した日  
平成31年4月1日
- 委託期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 福岡県告示第329号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第85条の5の規定により告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
  - 名称  
株式会社FFGカード
  - 所在地  
福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

平成31年4月1日

3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

**福岡県告示第330号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定した日

平成31年4月1日

3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成31年度定期自動車税

ふるさと寄附金

**福岡県告示第331号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市佐田字中藪3876の10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

**福岡県告示第332号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

3 設立認可の年月日

平成元年3月14日

4 変更の内容

役員の定数を9名から7名に変更する。

5 変更認可の年月日

平成31年4月5日

**福岡県告示第333号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                                | 売りさばき所                | 変更年月日         |
|---|-----------|--|-----------------------|---------------|
| 新 | 189       | 行橋市中央一丁目1-2 行橋警察署内<br>行橋交通安全協会<br>会長 堀 貫治    | 行橋市中央一丁目1-2 行橋警察署内    | 平成31年<br>4月1日 |
| 旧 |           | 行橋市行事三丁目12-30 行橋交通会館内<br>行橋交通安全協会<br>会長 堀 貫治 | 行橋市行事三丁目12-30 行橋交通会館内 |               |

**福岡県告示第310号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所  | 変更年月日 |
|---|-----------|---------------|---|-------|
| 新 | 523       |               | 北九州市門司区清滝一丁目1-1<br>門司区役所内<br>門司支所<br><br>北九州市小倉北区馬借一丁目7-1<br>北九州市総合保健福祉センター4F 北九州市保健所東部生活衛生課内<br>小倉北支所<br><br>北九州市小倉南区若園五丁目1-2<br>小倉南区役所内<br>小倉南支所<br><br>北九州市若松区浜町一丁目1-1<br>若松区役所内<br>若松支所 |       |

旧

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
北九州市総合保健福祉センター6階  
一般社団法人 北九州市食品衛生協会

北九州市八幡東区中央一丁目1-1  
八幡東区役所内  
八幡東支所

北九州市八幡西区黒崎三丁目15-4  
コムシティ6階 北九州市保健所西部生活衛生課内  
八幡西支所

北九州市戸畑区千防一丁目1-1  
戸畑区役所内  
戸畑支所

北九州市門司区清滝一丁目1-1  
門司区役所保健福祉課2F19番  
門司支所

北九州市小倉北区馬借一丁目7-1  
北九州市総合保健福祉センター4F 東部生活衛生課内  
小倉北支所

北九州市小倉南区若園五丁目1-2  
小倉南区役所保健福祉課2F1番  
小倉南支所

北九州市若松区浜町一丁目1-1  
若松区役所保健福祉課1F1番  
若松支所

北九州市八幡東区中央一丁目1-1  
八幡東区役所保健福祉課1F

平成30年  
12月21日

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | 27番<br>八幡東支所  |
|  |  |  | 北九州市八幡西区黒崎三丁目<br>15-3<br>北九州市保健所西部生活衛生<br>課内<br>八幡西支所 |
|  |  |  | 北九州市戸畑区千防一丁目1<br>-1<br>戸畑区役所保健福祉課2F26<br>番<br>戸畑支所    |

**福岡県告示第335号**

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第9号に規定する自動車税

## 2 委託の相手方

## (1) 名称

福岡県自動車販売店協会

## (2) 住所

福岡市東区千早三丁目9番23号

## 3 委託の内容

次の業務場所における自動車税の収納事務

(1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館

(2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館

(3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館

(4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

## 4 委託した日

平成31年4月1日

## 5 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**公 告****公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

税務電算処理システム運用管理等業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社B C C

## (2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

47,304,000 円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年3月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 万惣アルゾ宇美店  
 (2) 所在地 糟屋郡宇美町桜原一丁目4964番地5 外1筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 |            | 住所                  |
|--------|------------|---------------------|
| 株式会社万惣 | 代表取締役 山本 誠 | 広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 |            | 住所                  |
|--------|------------|---------------------|
| 株式会社万惣 | 代表取締役 山本 誠 | 広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,421平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物北西側  | 103     |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物北側   | 6       |
| 建物西側   | 14      |
| 合計     | 20      |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物北側      | 45.5       |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物北側         | 10.20      |
| 建物北側         | 2.18       |
| 合計           | 12.38      |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置         |
|-------|------------|
| 2箇所   | 建物敷地西側及び北側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間         | 成果の名称    | 調査を行った地域  | 認証年月日     |
|------------|------------------|----------|-----------|-----------|
| 小郡市        | 平成29年度から平成30年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 横隈・三沢の各一部 | 平成31年4月4日 |
| 糟屋郡新宮町     | 平成28年度から平成30年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字三代の一部   | 平成31年4月4日 |
| 田川郡赤村      | 平成27年度から平成29年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 大字赤の一部    | 平成31年4月4日 |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（平成31年3月25日大野城市告示第15号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋字松原77番16及び77番17

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区今宿東三丁目30番17号

高橋 元

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字猪野字平原793番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市南区向野一丁目19番8号  
山邊 浩平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字永岡817番5及び817番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫野市二日市南三丁目7番1号  
林田建材株式会社  
代表取締役 林田 昌英

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市下大利四丁目790番1から790番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区大名二丁目11番25号  
新栄住宅株式会社  
代表取締役 木庭 律明

---

**公告**

「福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」案について、平成31年1月25日から平成31年2月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成31年3月29日に公布しました。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部県営住宅課管理係

電話：092-643-3739

メールアドレス：kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp